

安全管理者の資格

- 1 以下のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修（安全管理者選任時研修）を修了したもの
 - (1) 学校教育法による大学、高等専門学校における理科系統の正規課程を修めて卒業した者で、その後 2 年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 - (2) 学校教育法による高等学校、中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後 4 年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 - (3) その他労働大臣が定める者（理科系統以外の大学を卒業後 4 年以上産業安全の実務を経験した者、理科系統以外の高等学校を卒業後 6 年以上産業安全の実務を経験した者、7 年以上産業安全の実務を経験した者等）
- 2 労働安全コンサルタント